

技術科における経験主義

の是正を

教科研常任委員 佐々木 享

学習指導要領の改訂にさいして、技術・家庭科の技術の分野の問題点を、紙数が限られているので簡条書きにしてみる。

I 学習指導要領の全体に関係することとして、①国家基準としての性格を改め「試験」として提示すること。②「職業に関する教科」（選択教科）を全廃して、いわゆる「進路特性」に必ずと称する差別をなくすること。

II 技術科の技術教育の内容について

①「……の学習経験を通じて」というような現行学習指導要領における経験主義——いわゆるプロジェクト法しか認めない考え方を廃止し、学習指導の場で教師が創意性を発揮できるよう配慮すること。

②各分野に対する時間配当の制限を撤廃すること。

③現行指導要領では製図学習が著しく軽視されているので、製図教育を重視するよう

配慮し、内容は画法幾何学の考え方を基本として編成すること。

④木材加工学習は、危険な作業を伴うことが多く、教授すべき事項が各分野に比して少ないにもかかわらず、現行学習指導要領では不当に大きな比重が与えられているので、この分野を思い切って縮少し、内容は科学的・教育的にみて妥当なものを精選すること。

⑤金属加工・機械の学習は、技術科の内容としては極めて重要であるにもかかわらず、現行学習指導要領では、単にチリトリの製作・ブンチンの製作に終始し、あるいは自転車やエンジンの分解整備学習に終始しているので、これを改め、金属加工、機械の科学的・基礎的事項を系統的に教授するよう配慮すること。

⑥電気学習の分野は、現行学習指導要領では、単に蛍光灯・ラジオ等の製作に終始するくらいがあるので、電気の科学的・基礎的事項を系統的に教授するよう改善すること。

⑦栽培・農業等の学習については、理科とくに生物学との密接な関連をはかり、

科学的・基礎的事項を系統的に教授できるよう改善すること。

全体として、現代の自然科学および生産技術の進歩の水準からみて最も基礎的な事項を系統的に教授するよう配慮し、「生活技術」に偏重しないようにすること。

III 学習指導等の問題について

①この教科における男女の別学・差別の原則を撤廃し、原則として教育内容を共通なものとする。

②木工・金工・機械・電気等の作業には危険を伴うことが多いので、少なくとも、労基法に基づく女子年少者労働基準規則、労働安全衛生規則が要求しているものと同等以上の安全管理水準を確保するよう具体的措置を講ずること。

③技術科の授業では、危険作業が多いので一人の教師が指導する生徒数を三〇名以下とするような具体的措置をとること。

④いわゆる「参考例」を撤廃し、施設、設備を大幅に充足し、実験実習の教材費をすべて国家負担すること。